

(1)

広報 のぼりべつ あしらせ

発行 47. 8. 1 No. 9

交通安全標語

※歩行者向けのもの

あなたは車に気づいて
車は
あなたに気づいていない



福祉年金の請求

手続はおすすめですか

国民年金法によります福祉年金の受給における所得の状況については、さきにおしらせしましたが

いま、満七〇才以上の方や、満六五才になられ、一人では生活できないような心身障害の方などでまだ、年金を請求していない方はおりませんか。

福祉年金は、受ける資格を得たときから五年以内に請求の手続をしなければ、資格がなくなりますから、該当すると思われる方は、請求の手続きをしてください。

詳しいことは、市民課年金係にお問い合わせください。

『小口特別資金制度』の

ご利用を

小規模企業者が一時的に必要とする小口資金の緊急融資を次によりとりあつかっております。

今月は、固定資産税、都市計画税第二期の納期

市税は遅れず
自分で窓口へ！

■ 取扱金融機関
室蘭商工信用組合

登別市内において引き続き一年以上事業を営む業者であって、資本の額または出資の総額が三〇〇万円以下の企業または常時使用する従業員の数が二十人（商業、サービス業五人）以下のもので次に該当する場合

・手形決済資金
・災害による一時つなぎ資金
・労務者募集資金の一時調達
・金融機関貸出実行遅延のためのつなぎ資金
・その他市場価格急変による一時資金使途＝運転資金
・融資額＝五〇〇万円以内
・融資期間＝三ヶ月以内
・融資利率＝年八・二%以内
・担保＝無担保
・資金用途＝運転資金
・融資額＝五〇〇万円以内
・融資期間＝三ヶ月以内
・融資利率＝年八・二%以内
・担保＝無担保
・申込み先＝登別中小企業相談所
（登別商工会議所内）
・会の保証付とする
・信用保証料＝すべて信用保証協用の要否判定
・申込み先＝登別中小企業相談所
（登別商工会議所内）
・午後一時から
・登別整形外科病院
・△申し込み期間
昭和四十七年八月二十三日まで
・△健康保険証

市福事務所では、身体障害の方々を対象に次により無料更生相談を行ないますので、希望者は、福祉事務所へお申込みください。なお、お申込みにこられる方は、家族の状況などわかる方が望ましいです。

◇実施科目 整形外科般体不自由
◇内容

・更生医療給付該否の判定
・補装具の処方ならびに適合判定

・手帳の新規交付・再交付
・職能的判定（適職および施設利用の要否判定）

・障害年金受給の要否判定
・その他

◇実施日時および場所
昭和四十七年八月二十四日
午後一時から

・△申し込み期間
昭和四十七年八月二十三日まで

・△健康保険証

治療および医学的検査をしなければならない障害者は、健康保険証を必要としますので、当日持参してください。

◇交通機関の確保

登別温泉地区以外の方に対しても市で、マイクロバスを用意し

身体障

更生援護相談

消火のじやまを
しない

やじ馬に
ならない



